

「市内業者」入札参加資格 申請の随時受付



☎ 管財契約課 ☎73-6626

市が発注する工事や物品などの競争入札、随意契約への参加を希望する市内事業者(本社)で、今年度分の入札参加資格申請書を提出されていない人は、申請してください。

■ 受け付ける業種 (全業種)

- ・建設工事
- ・建設コンサルタント等業務
- ・物品調達・その他業務

■ 受付期間

5月7日(火)～12月27日(金) (期限必着)

※土・日・祝日を除く

■ 入札参加資格の有効期間

- ・「建設工事」、「建設コンサルタント等業務」
 - ・「物品調達」、「その他業務」
- 参加資格決定日～令和2年3月31日まで

■ 申請先

管財契約課 ☎73-6626
〒859-2211 西有家町里坊9番地2

■ 申請方法

過去に電子申請している人は③以降の手続きになります。
今回初めて電子申請を行う場合は①からの手続きが必要です。

- ①申請者から本市へ電子申請を行うための利用申請
- ②本市から申請者へ電子申請のためのIDなどを送信
- ③電子申請システムで必要事項を入力
- ④システムから打ち出し印刷し、申請ボタンを押す
- ⑤チェックリスト、申請書および添付書類を「A4紙ファイル」にのじ、管財契約課へ提出

※原則、電子申請と「A4紙ファイル」の提出が必要です。
※電子申請が困難な場合は、事前に管財契約課までご相談ください。
※詳しくは市ホームページおよび管財契約課窓口でご案内します。

市民意見募集(パブリック・コメント)を行います

☎ ① 福祉課 ☎73-6651 FAX82-0217
〒859-2202 有家町山川58番地 Eメール:fukushi@city.minamishimabara.lg.jp
② 都市計画課 ☎73-6677 FAX85-3136
〒859-2412 南有馬町乙1023番地 Eメール:toshikeikaku-ka@city.minamishimabara.lg.jp

市が策定を予定している以下の計画(案)について、皆さんのご意見・ご提案をいただくため、市民意見募集(パブリック・コメント)を行います。

①南島原市のち支える自殺対策計画(案)

国が定める自殺総合対策大綱および地域の実情を勘案し、自殺対策の策定・実施を推進することで自殺対策の実効性を高めていくための計画です。

②南島原市住生活基本計画(案)

住宅政策を進めていく上での住生活の基本目標を定め、住宅確保要配慮者に対するハード、ソフト施策を総合的に体系化し、住生活の安定の確保及び向上の促進を図るための計画です。

【共通事項】

● 閲覧・募集期間

5月7日(火)～31日(金)

● 閲覧場所…担当課、各支所、市民サービス課 (市ホームページにも掲載します)

● 意見などを提出できる人

- ・市内に在住・在勤、在学の人
- ・市内に事業所などを有する人
- ・本件に利害関係を有する人

● 提出先

担当課、各支所、市民サービス課

● 意見の提出方法

意見内容、住所、氏名、年齢、性別を記載し、持参、郵送、FAX、Eメールのいずれかで提出してください。
(任意様式で可)

● 意見の公表

お寄せいただいたご意見の要旨とそれに対する本市の考え方は、後日ホームページなどで公表する予定です。

● 注意事項

- ・意見提出用紙に氏名、住所が記入されていない場合、受付できません。
- ・公序良俗に反する意見は、受付ができない場合があります。
- ・電話での受付やご意見に対する個別の回答はいたしません。

特設人権相談所を開設します

☎ 島原人権擁護委員協議会 ☎0957-62-2513

● 受付時間：午前10時～午後4時

[敬称略]

「人権擁護委員の日」による特設人権相談所を開設します。家庭内の問題(DVや遺産相続)、隣近所のトラブル(土地問題)など、さまざまな悩み事や心配ごとを各地域の人権擁護委員が受け付けます。

相談は無料で秘密は厳守しますのでお気軽にご相談ください。

実施日	地区	会場	人権擁護委員名	
5月31日(金)	深江	深江公民館	渡邊 林	古川さわ子
	有家	ありえコレジヨホール	木村 優仁	吉岡 純子
	北有馬	北有馬ピロティ文化センター日野江	八木 正勝	陣川美図子
	口之津	口之津公民館	黒嶋 誠人	岩永こずえ
6月1日(土)	布津	布津公民館	山崎 幸成	吉田アツ子
	西有家	西有家総合学習センターカムス	志岐 重樹	川上 玲子
	南有馬	原城オアシスセンター	内山 哲利	松島 澄子
	加津佐	加津佐総合福祉センター	酒井 久	林田 梨恵

新婚生活を応援します～結婚新生活支援事業補助金～

☎ 地域づくり課 ☎73-6631

今年1月1日以降に結婚された新婚世帯に対し、新居の購入費や新居の家賃、引越費用などを助成します。ただし、次の要件に該当する場合に限りです。

● 要件

- ① 1月1日～令和2年3月31日までに結婚届を提出した新婚世帯
- ② 夫婦ともに婚姻日における年齢が40歳以下の世帯
- ③ 夫婦の合計所得が340万円未満の世帯
- ④ その他、市が定める要件を満たす世帯

● 助成額

1世帯あたり上限30万円

● 申請方法

領収書など必要な書類を添えて申請してください。
※詳しくは地域づくり課までお問い合わせください。